第53期(第1回)高知地方最低賃金審議会運営小委員会

日 時 令和3年5月25日 場 所 高知労働局

議事次第

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中央最低賃金審議会の目安の取扱いについて
 - (2) 特定 (産業別)最低賃金〔電子・貨物〕の審議運営について
 - (3) 事業場実地視察の取扱いについて
 - (4) 高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について
 - (5) その他
- 3 閉 会

令和3年度 第1回 高知地方最低賃金審議会運営小委員会

1 開催日時 令和 3 年 5 月 25 日 11 時 00 分~11 時 52 分

2 出席状況 公益代表委員 2名

労働者代表委員 2名 使用者代表委員 2名

3 議題・議事要旨

(1) 高知地方最低賃金改正決定の審議運営及び中賃の目安の取扱いについて 中賃目安は、従前どおり最も重要な審議資料のひとつとして取り扱うことを確認し た。

地域専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することを確認した。 8月5日(木)に局長にあて答申をすることを目途として審議を行うこととされた。

(2) 特定最低賃金〔電子・貨物〕の審議運営について

特定最低賃金については、例年どおり必要性の有無について、特別小委員会を設置して、審議することとなった。

特定最低賃金の特小委員は本審委員が各側3名で組織することとなった。

特定最低賃金の申出要件を満たせば、特小委員会に労使の業界関係者をオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続等は特別小委員会に委ねることとした。

特定(産別)最低賃金については、要件を満たし、必要性ありとなった場合には、現行の発効日に留意しながら金額審議を行うこととした。

特定(産別)専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することを確認した。

(3) 事業場実地視察の取扱いについて

事業場実地視察については、新型コロナウィルスの感染拡大防止に伴う現在の状況下において、受け入れ事業場の負担増、委員の感染防止等を鑑み、中止することとしたいとの小委員会での合意がなされ、次回本審に報告することとなった。

(4) 高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について

地域最賃改正審議に関して意見陳述の要請があれば、本審委員による全員協議会の場で、時間を 30 分間以内、陳述人 2 名以内の制限を設けた上で、内容も地域最賃改正審議の参考となるものに限定して聴くこととした。また、異議申し出後の意見陳述の要請については、異議審議の際に時間を 10 分間以内、陳述人 1 名の制限を設けた上で、内容も地域最賃改正にかかる異議に限定して聴くこととした。

(5) その他

委員より8月5日の結審を見据え、第1回以降の専門部会開催日程を直ちに確定するよう事務局に要請があった。